

京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例（平成25年11月1日京都市条例第16号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

建築基準法（以下「法」といいます。）の規定が適用されるに至った際現に存していた等の理由により法の適用を受けていない建築物について、増築、改築、移転、用途の変更等を行おうとするときは、法等（法並びにこれに基づく命令及び条例をいいます。以下同じ。）の規定が適用されることにより、当該建築物の歴史的な価値を保存することが困難となっている事例が数多く存在します。

そこで、本市では、京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例（以下「条例」といいます。）を制定し、本市の歴史的な町並みその他の市民及び地域の文化を形成する重要な要素であり特に対策が急がれる伝統的な木造の建築物を保存し、及び活用し、並びにその安全性の向上及び維持を図るための措置に関し必要な事項を定めることにより、法第3条第1項第3号の規定に基づき、当該建築物を法等の規定の適用対象から除外しています（条例は、平成24年4月1日から施行しています。）

一方、本市には、法の規定が適用されるに至った際現に存していた等の理由により法等の規定の適用を受けていない鉄筋コンクリート造、れんが造等の木造以外の構造の建築物も多数存在しているところ、これらの建築物が、伝統的な木造の建築物と同様に、歴史的な町並みその他の市民及び地域の文化を形成する重要な要素であり、当該建築物の保存及び活用が本市固有の趣ある市街地の景観の保全及び文化の向上に資することに鑑み、条例の題名を改正するとともに、当該建築物を条例の適用対象とすることにより、法等の規定の適用対象から除外し、良好な状態で将来の世代に継承しようとするものです。

また、木造の建築物で、条例の施行の際現に解体され、その建築材料の全部又は一部を用いてその原形を再現しようとするものについても、法等の規定が適用されることにより、当該建築物の意匠、構造等を維持しながら再現することが困難となる場合があるため、当該建築物についても条例の適用対象としようとするものです。

この条例は平成25年11月1日から施行することとしました。

京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月1日

京都市長 門川大作

京都市条例第16号

京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例
京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例

第1条中「伝統的な木造の」を「歴史的な価値を有する」に改める。

第2条第2項第1号中「伝統的な構造、形態又は意匠を有する木造の建築物で」を削り、「あったもの」を「あった建築物」に改め、同項第3号中「存する敷地」の右に「（次条第3項の保存活用計画（第5条第2項の規定による変更登録があった場合にあっては、変更後のもの）において、保存建築物を他の敷地に新築することとする場合にあっては、当該敷地）」を加え、同項第4号中「移転」の右に「（他の敷地に新築する場合を含む。以下同じ。）」を加える。

第3条第3項各号列記以外の部分中「存する敷地」の右に「（保存活用計画において、当該対象建築物を他の敷地に新築することとする場合にあっては、当該敷地。第6号において同じ。）」を加える。

第20条の見出し中「消防署長」を「消防長等」に改め、同条中「当該登録又は」を「消防長又は当該登録若しくは」に改め、「所在地」の右に「（当該登録又は変更登録に係る保存活用計画において、保存建築物を他の敷地に新築することとする場合にあっては、当該敷地の所在地）」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に解体され、その建築材料の全部又は一部が保管されている建築物（木造のものに限る。）で、当該建築材料の全部又は一部を用いてその原形を再現しようとするものについては、解体されていないものとみなして、この条例の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に解体され、その建築材料の全部又は一部が保管されている建築物（木造以外のものに限る。）で、当該建築材料の全部又は一部を用いてその原形を再現しようとするものについては、解体されていないものとみなして、この条例による改正後の京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の規定を適用する。

（都市計画局建築指導部建築指導課）